

わらび

WARABI

市議会 だより

No.208
2019・12

編集

蕨市議会広報広聴委員会
TEL／048-433-7733
FAX／048-432-7991
Eメールアドレス
gikai@city.warabi.saitama.jp



目次

平成30年度決算を認定	P 2
9月定例会の賛否結果一覧	P 3
頼高市長のあつたか市政を問う	P 4
常任委員会視察報告	P13
議会報告会・編集後記	P14

ご意見お寄せください



今回の表紙写真は、11月15日に文化ホール「くるる」において開催した第4回「議会報告会」の様子です。たくさんの方々にご参加いただき、貴重なご意見等を伺うことができました。これからも市民の皆さんにより身近に感じていただけるような開かれた議会を目指して活動していきます。

ぜひ、今後の参考のために市議会だよりについての感想やご意見をお聞かせください。

令和元年9月定例会における議案等に対する賛否結果

議案番号	議案名	令政 クラブ	共産党	公明党	立憲 民主党	無所属 (三輪議員)	無所属 (小林議員)	無所属 (榎本議員)	日本 維新の会	結果
議案第45号	会計年度任用職員の報酬等に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第46号	職員の給与に関する条例及び蕨市職員退職手当条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第47号	蕨市手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第48号	蕨市印鑑条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第49号	蕨市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第50号	蕨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第51号	蕨市私立幼稚園児補助金支給条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第52号	蕨市水道事業給水条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第53号	蕨市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第54号	令和元年度蕨市一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第55号	令和元年度蕨市介護保険特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第56号	教育委員会委員の任命の同意について	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第57号	損害賠償の額を定め、和解することについて	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第58号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度蕨市一般会計補正予算(第2号))	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
認定第1号	平成30年度蕨市一般会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	退席	○	○	○	○	認定
認定第2号	平成30年度蕨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
認定第3号	平成30年度蕨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
認定第4号	平成30年度蕨都市計画事業錦町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
認定第5号	平成30年度蕨市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
認定第6号	平成30年度蕨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
認定第7号	平成30年度蕨市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
認定第8号	平成30年度蕨市立病院事業会計決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
認定第9号	平成30年度蕨市水道事業会計決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議員提出議案第5号	学校体育館へのエアコンの設置に係る緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議員提出議案第6号	「平成31年度蕨市一般会計予算」に対する附帯決議に係る総合的な交通政策の検討報告書に関する決議	○	×	○	×	×	○	×	×	原案可決

*議案第45・49・51・54・57号及び認定第1・2号については質疑が、議員提出議案第6号については討論が行われました。
質疑・討論の詳細な内容は蕨市ホームページの「ようこそ蕨市議会」からご覧になることができます。

議員提出議案第5号	内容	「学校体育館へのエアコンの設置に係る緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書」	反対 日本維新の会
強く要望する。	災害時に避難所となる学校体育館へのエアコン設置を進めることで、「緊急防災・減災事業債」は極めて重要な財源保障となつてゐるが、この事業債は、令和2年度に終了する予定である。本市では、学校体育館へのエアコン設置について、これから計画策定に入る段階であり、事業債の対象期間の継続が求められている。よって、政府においては、「緊急防災・減災事業債」の対象年度を令和2年度以降も継続するよう、	本定例会において、同意見書を全会一致で可決し、国や関係機関等に送付しました。	を出すなら一部の会派で検討せずに、他の議員の意見も聞くべきだ。 税金を投入する以上、採算性も無視できない。科学的分析のないルート拡充や増便は市民の理解が得られない。慎重に検討すべきだ。